

## 情報公開及び学修成果の可視化に関する取組について

### 1. 情報公開に関する制度について

#### (1) 教育研究活動の情報公開

大学の機関としての公共的な性格に鑑み、大学の教育研究活動の状況を社会に対して提供することは、大学の重要な責務である。このため、平成 11 年の大学設置基準の改正により、大学の教育研究活動等の状況の公表が義務付けられた。さらに、平成 19 年の学校教育法の改正により、大学の基本的な役割として「教育研究成果の社会への提供」が位置づけられたことに併せて、情報公開の義務も法律上に明記された。

全ての大学が情報公開すべきものとして、学校教育法施行規則においては、「進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況」といった進路に関する情報、「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準」に関する情報等が規定されており、また、教育研究上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報も積極的に公表するよう努めることとされている。

#### (2) 情報公開の共通的な仕組み

大学の多様な教育活動の情報を国内外の様々な人にわかりやすく発信するため、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組み（大学ポートレート）を構築（平成 27 年 3 月より開始）。

ポートレートで発信している大学情報（例）は以下の通り。

##### 【大学単位で公表する情報】

- ・ 大学の基本情報
- ・ 大学の教育研究上の目的等
- ・ 大学の特色等
- ・ 教育研究上の基本組織
- ・ キャンパス
- ・ 学生支援（修学、留学生、就職・進路等）

- ・ 課外活動

【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・ 教育研究上の目的や3つのポリシー（アドミッション、カリキュラム、ディプロマ）
- ・ 学部等の特色
- ・ 教育課程（取得可能な学位、授業科目、授業方法、学生が修得すべき能力等）
- ・ 入試（入学者数、入試方法）
- ・ 教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績）
- ・ 学生（収容定員、学生数）
- ・ 費用及び経済支援（授業料等、奨学金額、需給資格、授業料減免）
- ・ 進路（進路卒業者数・修了者数、進学者数・就職者数）

(3) 教学マネジメント確立に向けた3つの方針（ポリシー）の策定・公表

社会の急激な変化への対応として大学改革への期待が高まる中、大学教育については、その質的転換や質の保証、さらには高大接続改革の観点からも、中央教育審議会答申等においては、

- 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

という、学生の入学から卒業に至るまでの教育に関する基本的な方針を各大学が明確化する必要性について指摘されてきた。これを踏まえ、平成28年の学校教育法施行規則の改正により、各大学において上記の3つの方針（ポリシー）の策定・公表が義務付けられた。

これら3つのポリシーは一体のものとして、学生が入学してからどのような教育課程を経て何を身に付けたかを対外的に示すものであり、学修成果の可視化を図るにあたってどのような情報を取りあげて収集・評価し、公表すべきかを判断する上で最も根本となる基準のひとつとして機能するべきものである。

(参考条文)

◎学校教育法（昭和22年法律第26号）

第113条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

◎学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第22号）

第165条の2 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。

- 一 卒業の認定に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

第172条の2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第165条の2第1項の規定により定める方針に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

3 第1項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

◎大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

第2条 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

## 2. 学修成果の可視化の目的・必要性について

平成 20 年 12 月の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」などにおいても触れられているとおり、3つのポリシーに基づく大学教育の質向上に向けた PDCA サイクルを適切に機能させるためには、学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し（すなわち可視化し）、当該情報を、各大学が取り組むべき目標の設定、目標と現状とのギャップの測定、目標の到達に向けた既存のカリキュラムや教育手法の見直し等に適切に活用することが必要である。このようなサイクルが機能することは、内部質保証を確保する上での中核的な課題である。

また、大学の質保証の強化という観点に加え、大学の教育成果に期待し、大学の教育研究と連携を深めつつある地域社会・企業等に対して大学の説明責任を確保・向上するために、大学全体の教育成果の可視化の取組を促進するための方策についてもあわせて議論する必要がある。

（参考：学士課程教育の構築に向けて（答申）H20.12.24 中教審）

### 【学習成果（ラーニング・アウトカム）】

「学習成果」は、プログラムやコースなど、一定の学習期間終了時に、学習者が知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容を言明したもの。「学習成果」は、多くの場合、学習者が獲得すべき知識、スキル、態度などとして示される。またそれぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学習者にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものでなければならない。学習成果を中心にして教育プログラムを構築することにより、次のような効果が期待される。

- ・従来の教員中心のアプローチから、学生（学習者）中心のアプローチへと転換できること。
- ・学生にとっては、到達目標が明確で学習への動機付けが高まること。
- ・プログラムレベルでの学習成果の達成には、カリキュラム・マップの作成が不可欠となり、そのため、教員同士のコミュニケーションと教育への組織的取組が促進されること。
- ・「学習成果」の評価（アセスメント）と結果の公表を通じて、大学のアカウンタビリティが高まること。

### 3. 学修成果の可視化の測定に係る情報について

学修成果の可視化を図る前提として、

- ・例えば、学生が身に付けた資質・能力が大学の定めるディプロマ・ポリシーに記載する内容にどれだけ近づいたか等を検証できるように、3つのポリシーはできる限り具体的なものであること
- ・カリキュラム・ポリシーに基づいた具体的な教育課程の編成・実施が実際に行われるとともに、厳格な成績評価が行われること
- ・学修時間の測定やルーブリック、学修ポートフォリオ等の教育成果の可視化に資する手法を、予め効果的に組み込むこと

などが必要になるのではないか。

その上で、学修成果の可視化の測定に用いることができる可能性のある情報の例は以下のようなものが考えられるのではないか。

学生個人の学修成果の測定に用いることができる可能性のある情報の例	大学全体の成果の測定に用いることができる可能性のある情報の例
—	入学志願者の数・倍率
学修時間	学修時間の状況（平均や傾向等）
単位の取得状況（成績・ルーブリックによる評価を含む）	—
GPA	—
アセスメントテストの結果	アセスメントテストの結果
学位の取得状況	—
—	退学率、卒業率、留年率
資格や褒賞等の取得状況	特定の資格の取得率、褒賞の取得件数
学外試験のスコア	外部試験のスコアの状況
進路の決定状況	進路決定率（就職率、進学率） ※特定の進路への決定率を含む
学内外からの <sup>レピュテーション</sup> 評判	学内外からの <sup>レピュテーション</sup> 評判
—	学生による成長実感・大学教育への満足度
備考 上記情報の例については、APの指標例をもとに考察。	

(論点の例)

- ※ これらの情報は大学の基本的な目的に照らして全大学に妥当するものがある可能性がある一方で、当該大学のミッションや3つのポリシーの内容に応じて適切に組み合わせられて用いられるべきものもあるのではないかと。
- ※ これらの情報を把握・分析するためには、新たにアンケート等を行う必要があるものと考えられることから、各大学で必要な収集・分析にかかる体制を構築する必要があるのではないかと。
- ※ 上記の情報の例にほかにも、さらにふさわしいものがあると考えられ、また、必要な情報を各大学において効果的に活用するためにも、今後現行の各大学の取組や諸外国の先進事例を具体的に調査し、その成果の結果の普及を図ることが必要なのではないかと。
- ※ 学修成果の可視化の単位（大学、学部等）はどのレベルが適切か。
- ※ 可視化した情報の比較可能性を担保する必要があるのではないかと。
- ※ 学修成果という観点とは別に、卒業生がどのように社会で活躍しているかを示す情報を大学として把握し、発信していく必要があるのではないかと。（社会的活動、年収、起業数等）
- ※ 各大学が学修成果の可視化に係る取組を積極的に行うよう、どのような方法で促していくべきか。

(参考：大学における教育内容等の改革状況について（26年度実績）)

- 学生の学修時間や学修行動の把握を行っている大学  
(H23) 36.5% ⇒ (H26) 76.5%
- 課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学  
(H23) 28.6% ⇒ (H26) 44.8%
- 成績評価基準の明示
  - ・ 全ての科目をシラバスにより明示 (H24) 92.7% ⇒ (H26) 96.2%
  - ・ 一部の科目をシラバスにより明示 (H24) 9.8% ⇒ (H26) 5.7%
  - ・ 全ての科目をルーブリックにより明示 (H24) 0.7% ⇒ (H26) 2.3%
  - ・ 一部の科目をルーブリックにより明示 (H24) 2.0% ⇒ (H26) 8.4%
- GPA 制度を導入している大学  
(H23) 61.5% ⇒ (H26) 78.2%